

香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年7月



香芝市
Kashiba City

目次

第1部	はじめに	1
1	今般の香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的	1
2	これまでの市行動計画作成の経緯	2
3	特措法における新型インフルエンザ等の定義	4
第2部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	6
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	6
第1節	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	6
第2節	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	8
第3節	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	11
第4節	新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項	14
第5節	対策推進のための役割分担	19
第2章	新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点	23
第1節	市行動計画における対策項目等	23
第3章	市行動計画の実効性を確保するための取組等	29
第1節	市行動計画の実行性確保	29
第2節	香芝市新型インフルエンザ等対策本部の体制	31
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	39
第1章	実施体制	39
第1節	準備期	39
第2節	初動期	42
第3節	対応期	44
第2章	情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーション	47
第1節	準備期	47
第2節	初動期	50
第3節	対応期	52
第3章	まん延防止	54
第1節	準備期	54
第2節	初動期	57
第3節	対応期	59
第4章	ワクチン	62
第1節	準備期	62
第2節	初動期	69
第3節	対応期	76
第5章	保健	83

第1節	準備期	83
第2節	初動期	84
第3節	対応期	85
第6章	物資	86
第1節	準備期	86
第2節	初動期	87
第3節	対応期	88
第7章	市民生活及び社会経済活動の安定の確保	89
第1節	準備期	89
第2節	初動期	93
第3節	対応期	97
用語集		102

第1部 はじめに

1 今般の香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年（2020年）1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症¹（以下「新型コロナ」という。）のうち、COVID-19²の感染者が確認され、次いで、我が国初となる日本人の患者が奈良県でも確認された。以降、COVID-19の感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等が一丸となって取組が進められてきた。

今般の香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザ、新型コロナ及び再興型コロナウイルス感染症³以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事の際には、感染症の特徴及び科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な施策を実施していく。

¹ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症をいう。

² 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年（2020年）1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

³ 感染症法第6条第7項第4号の再興型コロナウイルス感染症をいう。

2 これまでの市行動計画作成の経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定される以前からも、国及び奈良県では、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでいた。国は、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画⁴」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、以来、数次の改定が行われた。

奈良県では、平成17年（2005年）12月に「奈良県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、平成18年（2006年）6月に、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定に合わせ、一部改定が行われた。

平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（A／H1N1）対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国は、平成23年（2011年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定した。あわせて、新型インフルエンザ（A／H1N1）対策の教訓等⁵を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成24年（2012年）4月に、特措法が制定された。

平成25年（2013年）には、国が特措法第6条第1項の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を作成したことを受け、奈良県では、特措法第7条第1項の規定により、奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が作成された。

香芝市（以下「市」という。）においては、平成21年（2009年）8月に香芝市新型インフルエンザ対策行動計画を作成した。平成27年（2015年）には、奈良県が県行動計画を作成したことを受け、既存の香芝市新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、特措法第8条第1項の規定により市行動計画を作成し、平成31年（2019年）にこれを改定した。

そして、令和5年（2023年）9月から国の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題が整理され⁶、次の三つが主な課題として挙げられた。

⁴ “WHO Global Influenza Preparedness Plan”（2005年WHOガイダンス文書）

⁵ 新型インフルエンザ（A／H1N1）対策の検証結果は、厚生労働省において、平成22年（2010年）6月に新型インフルエンザ（A／H1N1）対策総括会議報告書として取りまとめられた。

⁶ 推進会議において、令和5年（2023年）12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

- (1) 平時の備えの不足
- (2) 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- (3) 情報発信

こうした新型コロナ対応の経験及びその課題を踏まえ、次なる感染症危機の対応を行うに当たっては、感染拡大の防止及び社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すため、次の三つの目標の実現が必要であるとされた。

- (1) 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- (2) 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- (3) 基本的人権の尊重

これらの目標を実現できるよう、令和6年（2024年）7月に全面改定された政府行動計画及び令和7年（2025年）6月に全面改定された県行動計画に沿って、市行動計画も全面改定するものである。

3 特措法における新型インフルエンザ等の定義

特措法は、病原性⁷が高い新型インフルエンザ等感染症⁸並びに同様に危険性のある指定感染症⁹及び新感染症¹⁰が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び事業者等の責務並びに新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号の新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。

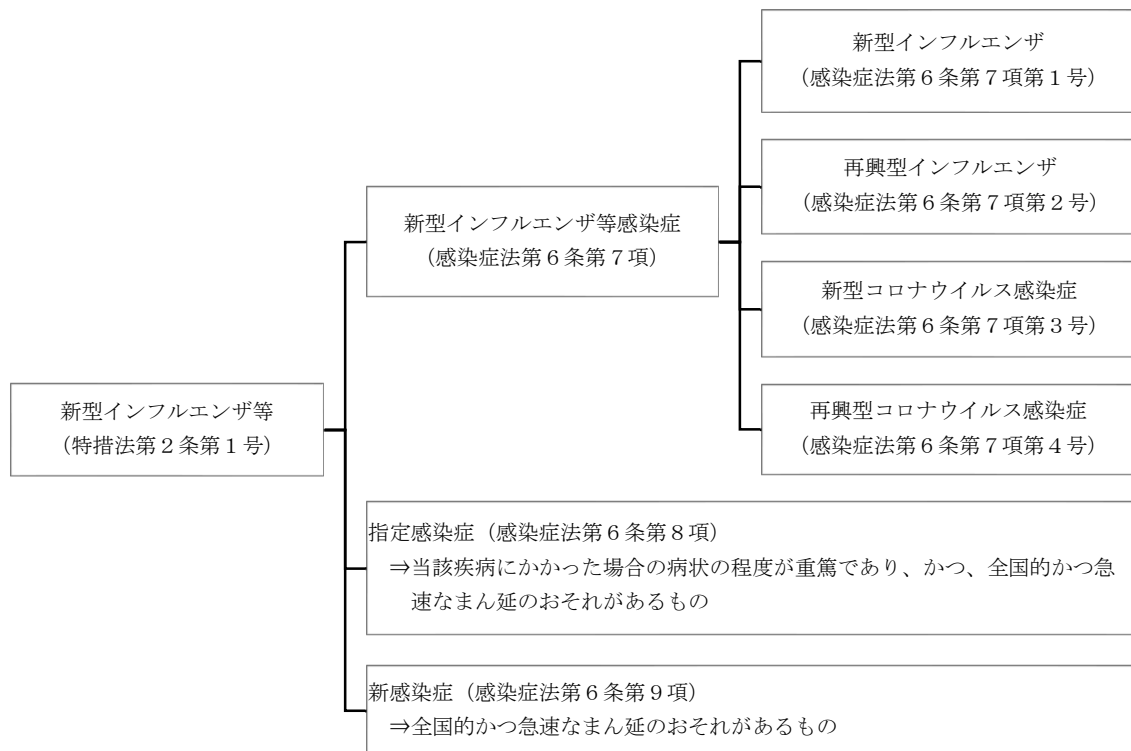
⁷ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁸ 感染症法第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。以下同じ。

⁹ 感染症法第6条第8項の指定感染症をいう。以下同じ。

¹⁰ 感染症法第6条第9項の新感染症をいう。以下同じ。

【図表 1 特措法における新型インフルエンザ等の定義】



第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活並びに社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹¹。

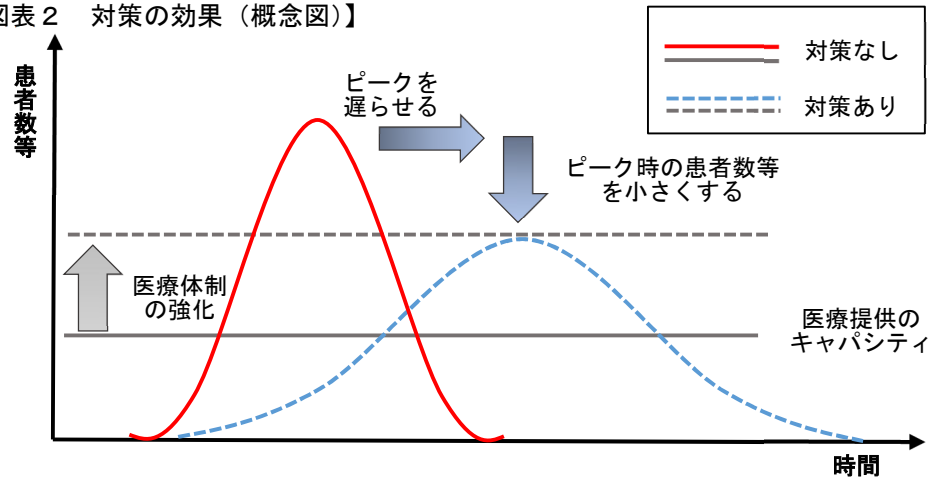
1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備及びワクチンの製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、北葛城地区医師会、香芝市医師会及び関係機関との連携により、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数及び死亡者数を減らす。

¹¹ 特措法第1条

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

【図表 2 対策の効果（概念図）】



2 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 事業継続計画の作成、実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階及び状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザ等及び新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症及び過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ等感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原体病原性、感染性、薬剤感受性¹²等をいう。以下同じ。）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し、及び決定する。

- 1 発生前の段階（準備期）では、実践的な訓練の実施、業務継続計画の作成及び変更、市民に対する情報の提供及び共有、基本的な感染対策の普及、ワクチンの接種に必要な資材の確保の方法等の確認、感染症対策のための物資、食料品、生活必需品等の備蓄等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 2 国内で発生した場合を含めて、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、速やかに初動対応の体制に切り替える。
新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということをも前提として、対策を進めることが必要である。
- 3 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、病原性

¹² 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性をいう。）をいう。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

に応じて、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等を国の方針も踏まえて行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- 4 国内外の発生当初等の病原性、感染性等に関する情報が限られている場合には、国の方針も踏まえ、病原性、感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、分析し、及び対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小又は中止を図る等の見直しを行うこととする。

- 5 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、奈良県、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保並びに市民生活及び社会経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含めて様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

- 6 地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講ずることができるよう奈良県に協力し、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮及び工夫を行う。

- 7 ワクチン、治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制及び医療提供体制の整備、ワクチン及び治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

- 8 最終的には、流行状況が収束¹³し、特措法によらない基本的な感染症対策

¹³ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

に移行する時期を迎える。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制、換気、日頃からの手洗い、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の医療対応以外の感染対策と、ワクチン接種を含めた医療対応とを組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療のひっ迫及び社会的混乱を回避するためには、国、奈良県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者及び市民等一人一人が、感染予防、感染拡大防止のための適切な行動及び備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等への対策は、日頃からの手洗い、マスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチン及び治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザ等感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、平時から事前準備を行うとともに、様々な呼吸器感染症に幅広く対応できるシナリオとするため、次の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症及び過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ等感染症以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期（初動期）には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制及び医療提供体制の整備、ワクチン及び治療薬の普及等の状況の変化、社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性及び感染性の変化並びにこれらに伴う感染拡大の繰り返し並びに対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状に対する情報に着目する。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防、準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、準備期において、実践的な訓練の実施、業務継続計画の作成及び変更、市民に対する情報の提供及び共有、基本的な感染対策の普及、ワクチンの接種に必要な資材の確保の方法等の確認、感染症対策のための物資等、食料品、生活必需品等の備蓄等を行う。

また、初動期及び対応期については、上記1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう次の図表3及び図表4のように時期を区分し、各時期の有事のシナリオを想定し、第3部の

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

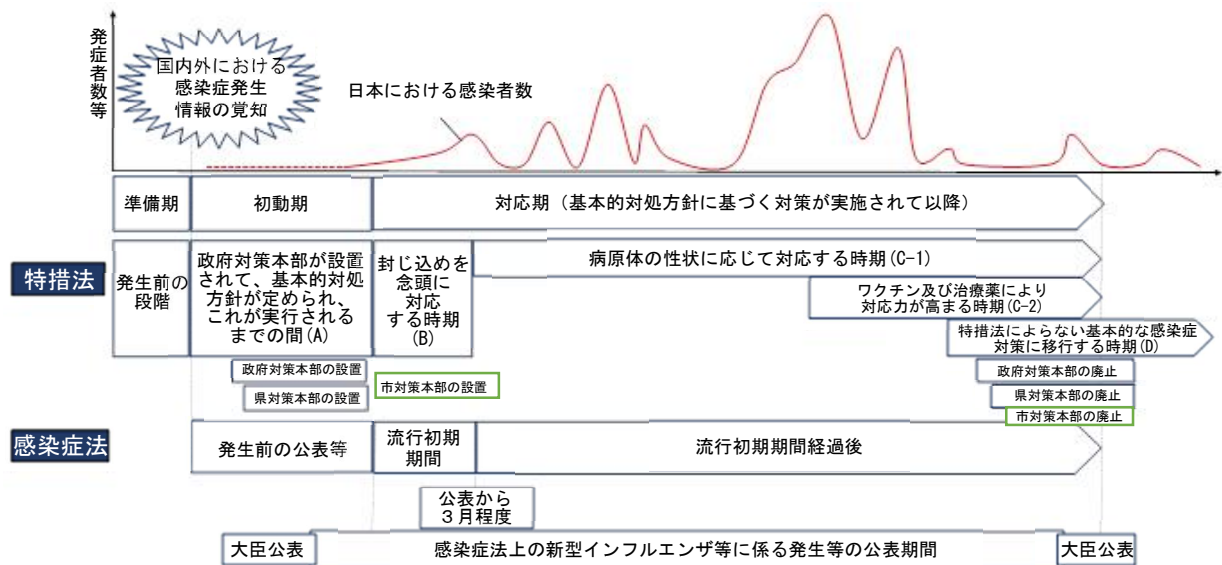
「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要なとなる対策の選択肢を定める。

【図表 3 感染症危機における有事のシナリオ】

時 期		有事のシナリオ	具体的な取組内容
対 応 期	封じ込めを念頭 に対応する時期 (B)	政府対策本部（特措法第15条第1項の政府対策本部をいう。以下同じ。）の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国の方針も踏まえ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬、プレパンデミックワクチン等による対応を開始し、検査及び診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。）。	奈良県の要請による必要な検査、患者、濃厚接触者等への対応及びまん延防止対策により、感染拡大を抑制する。
	病原体の性状等 に応じて対応す る時期（C-1）	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状を踏まえた国のリスク評価に基づき、感染拡大のスピード、潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピード、ピーク等）を抑制するべく、国の方針も踏まえ、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。	基本的に新型インフルエンザ等の特徴、病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつ国のリスク評価に基づき、とるべき対策を柔軟に変化させていく。
	ワクチン、治療 薬等により対応 力が高まる時期 (C-2)	ワクチン及び治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを念頭に置いた上で、国の方針も踏まえ、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。	奈良県による水際対策、まん延防止対策等の市民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える対策について、国のリスク評価も踏まえ、縮小等の検討を進めていくとともに、関係機関における実施体制についても、縮小等の検討を随時行っていく。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性、感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることで、国の方針も踏まえ、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。	

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

【図表 4 時期ごとの対応の大きな流れ】



※ ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されていることに留意すること。

第4節 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項

新型インフルエンザ等の発生時及びその準備段階に、特措法その他の法令、県行動計画及び市行動計画に基づき、情報の収集並びに奈良県及び関係機関との連携協力によって新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理及び拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報の収集、共有及び分析の基盤となるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知及び迅速な初動の体制の整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合及び新型インフルエンザ等が国内又は奈良県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制の整備を進める。

(3) 関係者、市民等への普及啓発並びに訓練等を通じた不断の点検及び改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者、市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオ及び実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検及び改善を行う。

(4) リスクコミュニケーションの備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーションについて平時からの取組を進める。

(5) 情報の有効活用、国、奈良県及び他市町村との連携のためのD Xの推進、人材育成等

医療関連情報の有効活用並びに国、奈良県及び他市町村との連携の円滑化等を図るためにD Xの推進のほか、人材育成並びに国、奈良県及び他市町村との連携の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動とのバランスを踏まえた対策の切替え

新型インフルエンザ等対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報の提供及び共有により、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、国の方針も踏まえ、次の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠等に基づいた対策の切替え

新型インフルエンザ等対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国のリスク評価を考慮する。可能な限り科学的根拠等に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組み及び国のリスク評価も踏まえた適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び社会経済活動への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事の際には奈良県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）及び奈良県保健医療計画（以下「県医療計画」という。）に基づき、医療提供体制の速やかな拡充並びに医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピード及びピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

その際、影響を受ける市民及び事業者を含め、市民生活及び社会経済活動に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制及び医療提供体制の整備、ワクチン及び治療薬の普及等の状況の変化並びに社会経済活動等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に新型インフルエンザ等対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、新型インフルエンザ等対策の切替えの判断の指標及び考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、新型インフルエンザ等対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な新型インフルエンザ等対策の内容を記載し、必要に応じて個々の新型インフルエンザ等対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解及び協力を得るための情報の提供及び共有

対策に当たっては、市民等の理解及び協力が最も重要である。このため、平時から感染症及び感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深める必要がある。適切な判断及び行動を促せるよう、可能な限り科学的根拠等に基づいた情報の提供及び共有を行う。特にまん延防止等重点措置、緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講じられた場合には、対策の影響を受ける市民及び事業者の状況も踏まえ、対策の内容及びその科学的根拠等を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、特措法による要請、行動制限等の実施に当たって、国民の自由及び権利に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁴。

¹⁴ 特措法第5条

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者及びその家族並びに医療関係者に対する^{ひぼう}誹謗中傷等の偏見及び差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見及び差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、有事の際における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症が発生したとしても、病原性の程度、ワクチン、治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、県対策本部¹⁵及び市対策本部¹⁶は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

特に必要があると認めるときは、奈良県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる¹⁷。

6 高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設等において

¹⁵ 特措法第22条第1項の都道府県本部のうち、奈良県の対策本部をいう。以下同じ。

¹⁶ 特措法第34条第1項の市町村対策本部のうち、香芝市の対策本部をいう。以下同じ。

¹⁷ 特措法第36条第2項

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事の際に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄、医療提供体制の強化等を進め、市を中心に避難所施設の確保等を進めること、奈良県と連携し、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び奈良県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、奈良県及び市は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成、保存等

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、及び公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁸。

また、国は、WHO等の国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保するよう努める。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究の推進に努める¹⁹とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²⁰。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発及び確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議²¹（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²²（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関（特措法第2条第5号の指定行政機関をいう。）は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。

¹⁸ 特措法第3条第1項

¹⁹ 特措法第3条第2項

²⁰ 特措法第3条第3項

²¹ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催される。

²² 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催される。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

また、国民等及び事業者等の理解及び協力を得て対策を行うため、感染症及び感染対策に関する基本的な情報の提供及び共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国と連携し、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²³。

(1) 奈良県の役割

奈良県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保及びまん延防止に関し、的確な判断及び対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床の確保、発熱外来の設置、自宅療養者等への医療の提供、後方支援及び医療人材の派遣に関して医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関との間で検査等措置協定を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所体制、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、奈良県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関²⁴等で構成される奈良県感染症対策連携協議会²⁵等を通じ、予防計画、医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備及び新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

²³ 特措法第3条第4項

²⁴ 感染症法第6条第12項の感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限る。

²⁵ 感染症法第10条の2

(2) 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種、市民の生活支援及び新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、奈良県及び近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、奈良県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修及び訓練、個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び奈良県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、奈良県からの要請に応じて、病床の確保、発熱外来の設置、自宅療養者等への医療の提供並びに後方支援及び医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する²⁶。

5 登録事業者の役割

特措法第28条第3項の特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発

²⁶ 特措法第3条第5項

生前から、職場における感染対策の実施及び重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁷。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる²⁸。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、平時からマスク、消毒液等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報並びに発生時にとるべき行動等及びその対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、日頃からの手洗い、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等）の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスク、消毒液等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況、予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁹。

²⁷ 特措法第4条第3項

²⁸ 特措法第4条第1項及び第2項

²⁹ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、次の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び社会経済活動の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念及び目標

上記1の対策項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、各対策項目の基本理念及び目標を把握し、対策の全体像及び相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

(1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康並びに市民生活及び社会経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、奈良県及び関係機関と連携を図るとともに、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係部局及び関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築及び拡張可能な組織体制の編成に係る整理を行い、関係機関間において緊密

な連携を維持しつつ、人材の確保及び育成、実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報の収集及び分析並びにリスク評価を行い、的確な対応の判断及び実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見、差別等が発生したり、偽情報及び誤情報^{モウ}が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。そのためには、科学的根拠等に基づいた正確な情報を収集し、迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民及び事業者が適切に判断し、及び行動することができるようにすることが重要である。

このため、平時から、市民及び事業者が感染症危機に対する理解を深めるための情報の提供及び共有を行い、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制の整備及び取組を進める必要がある。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。感染拡大のスピード及びピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合で、特措法に基づき、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の適用がなされたときは、まん延防止対策を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限が加えられる

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

ときであっても、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないとされていること及びまん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、国及び奈良県の方針を考慮し、対策の効果及び影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性及び感染性等に関する情報並びにワクチン及び治療薬の開発及び普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小、中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染、発症及び重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数及び重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害及び社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

また、医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時からワクチンの接種の具体的な体制及び実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が確保し供給されるワクチンを活用し、ワクチンの接種に当たっては、市行動計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は、地域によって異なり、地域の感染状況、医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民等への情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解及び協力を得ることが重要である。

まん延防止のために、奈良県及び関係機関との意見交換、必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、奈良県が実施する健康観察に協力し、奈良県から患者及びその濃厚接触者に関する情報の提供を受けて、奈良県が実施する当該患者及びその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に協力する。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足による市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進及び円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市行動計画に基づき、感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

(7) 市民生活及び社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民、事業者等に必要な準備を勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策及び支援を行う。また、市民、事業者等は、平時の準備を基に、自らの事業継続及び感染防止に努める。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、次の(1)から(3)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

- (1) 人材育成
- (2) 国、奈良県及び他市町村との連携
- (3) DXの推進

(1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

練の実施、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修、訓練等の取組等、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携、連動等が求められる。

(2) 国、奈良県及び他市町村との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、地方公共団体の役割は極めて重要である。国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、奈良県は、感染症法、特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止及び医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。

また、市は、市民に最も近い行政単位として予防接種、市民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国、奈良県及び他市町村との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では都道府県及び市町村の境界を越えた人の移動、感染拡大等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は市町村間の連携及び奈良県と市との連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生 of 初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータ及び情報の円滑な収集、共有、分析等が感染症危機の際に可能となるよう平時から国及び奈良県との連携体制及びネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国、奈良県及び他市町村と意見交換を進め、国が新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施をする際には、新型インフルエンザ等対策の現場を担う市の意見が適切に反映されるよう努める。また、国、奈良県及び他市町村と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認し、及び改善していくことが重要である。

(3) D Xの推進

近年取組が進みつつあるD Xは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握及び関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減及び関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発へのデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

市では、新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療D Xを含め、感染症危機対応に備えた、次の国によるD Xの推進に協力していく。

ア 接種対象者の特定、接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築

イ 電子カルテ情報の標準化等

ウ 国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報の収集、共有及び分析の基盤整備

エ D Xの推進に必要となる、人材の育成及びデータ管理の在り方の検討並びに収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理及び検討

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚、聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民等一人一人への適時適切な情報の提供及び共有を行うことが重要である。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画の実効性確保

1 EBPМの考え方に基づく政策の推進

市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報、統計等のデータを活用するEBPМ（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づいて適切なデータの収集及び分析を行いながら対策を実施する。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持し、及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつまん延するか予想できず、いつまん延してもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備え及び意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

国、奈良県、市及び市民等が経験した新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

多様な主体と共同して実践的な訓練を実施することにより、平時の備えについて不断の点検を行い、改善につなげていくことは重要である。市は、訓練の実施により、点検及び改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

4 定期的な実施状況の確認及び必要な見直し

国及び奈良県は、訓練の実施等により得られた改善点、新興感染症等について新たに得られた知見等について、状況の変化に合わせて、政府行動計画、県行動計画等について、必要な見直しを行うことが重要であるとしている。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

国は、政府行動計画等に基づく取組実施状況の定期的な確認を通じ、取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況及びそれらへの対応状況、予防計画及び医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画について必要な見直しを行うとしている。奈良県においても政府行動計画の改定に合わせ、必要に応じて県行動計画の見直しを行うとしている。県行動計画が改定された場合においては、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

第2節 香芝市新型インフルエンザ等対策本部の体制

1 市対策本部の設置

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、市長は直ちに、市対策本部を設置する。

2 市対策本部の組織

市対策本部の組織は、特措法及び香芝市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第4号）の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 市対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - ア 副市長
 - イ 教育長
 - ウ 奈良県広域消防組合香芝消防署長又はその指名する消防吏員
 - エ 市長公室長、危機管理監、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市創造部長、教育委員会事務局教育部長及び議会事務局局長並びに健康福祉部次長並びに危機管理課長及び健康衛生課長
- (3) 市対策本部に新型インフルエンザ等対策副本部長を置き、本部員のうちから、市長が指名する。

3 職務代理者

新型インフルエンザ等対策本部長は市長をもって充てるが、市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

副市長にも事故があるとき、又は副市長も欠けたときは、あらかじめ市長が指定する者がその職務を代理する。

4 市対策本部の所掌事務

市対策本部は、市が実施する市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務として、おおむね次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市が主催する行事の停止等に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等に関する情報の市民及び事業者への提供に関すること。
- (3) 市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延防止措置に関すること。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- (4) 生活環境の保全その他の市民生活及び社会経済活動の安定に関する措置に関すること。
- (5) 奈良県中和保健所との協力に関すること。
- (6) 自宅療養者への支援に関すること。
- (7) 保育所（園）、認定こども園、幼稚園及び学童保育所の休所（業）に関すること。
- (8) 香芝市立の小学校及び中学校の休業に関すること。
- (9) その他新型インフルエンザ等対策本部長が必要と認めた事項に関すること。

5 市対策本部の廃止

政府対策本部長（特措法第16条第1項の政府対策本部長をいう。）が新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。以下同じ。）をしたときは、市長は、遅滞なく、市対策本部を廃止するものとする。

6 市対策本部の事務局

市対策本部の事務局は、危機管理課及び健康衛生課が担当する。

7 市対策本部の設置に至らない期間の組織について

政府対策本部が設置されてから廃止されるまでの期間（新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている期間は除く。）において、政府対策本部が定めた基本的対処方針に基づき、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び市域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、香芝市感染症対策会議を設置する。香芝市感染症対策会議の組織及び事務局は、市対策本部に準ずる。

なお、基本的対処方針とは、特措法第18条第1項の規定により、政府対策本部が政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針として定めるものである。

基本的対処方針においては、次に掲げる事項が定められている。

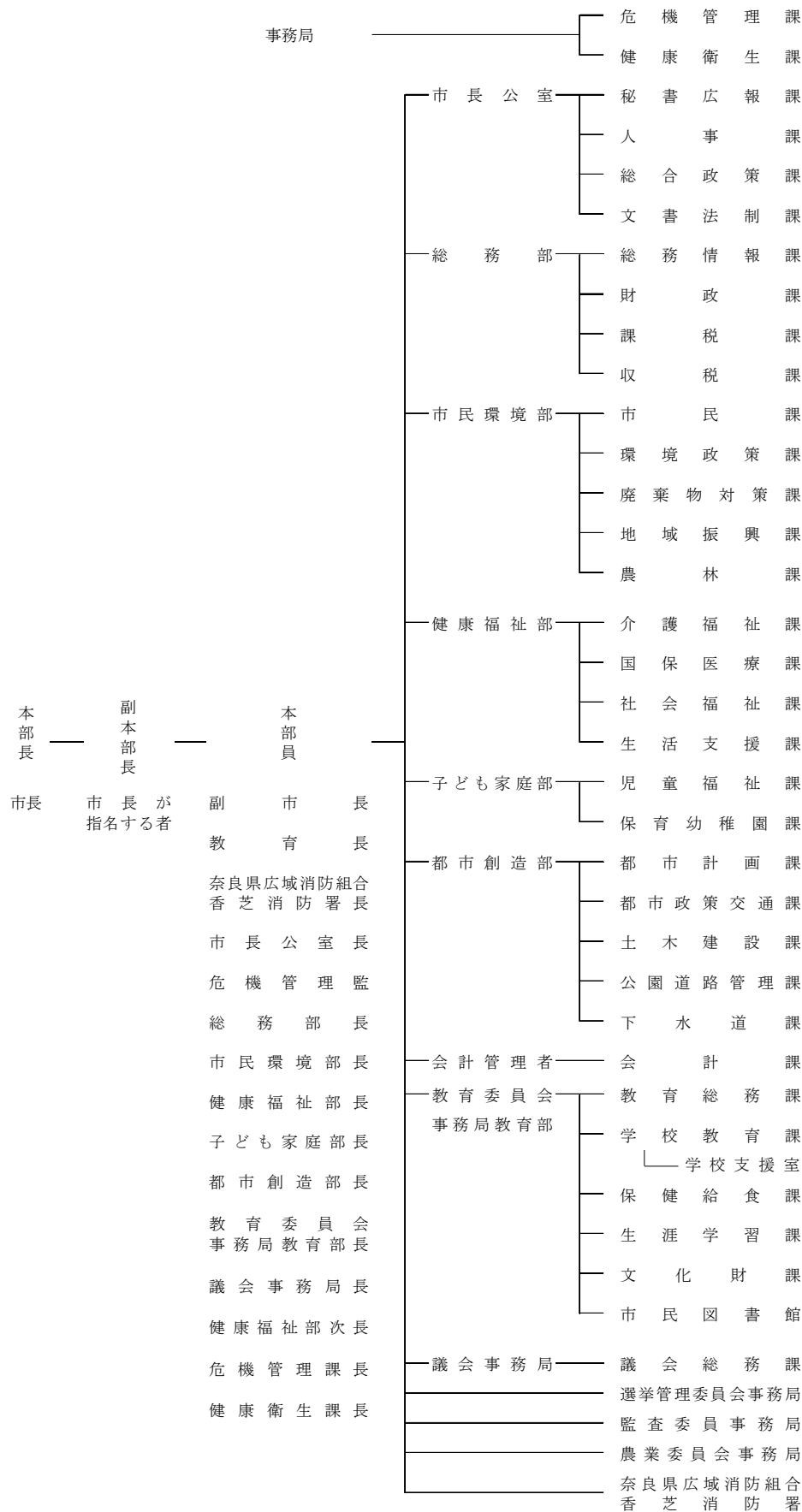
- (1) 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- (2) 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

8 香芝市新型インフルエンザ等対策本部組織表



9 新型インフルエンザ等発生時の各部局の主な役割

新型インフルエンザ等が発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとする事態が認められ、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市対策本部を設置し、各部局は次の役割分担に基づき、市民の生命及び健康を守り、安心を確保していく。

なお、職員の健康状態等により、各部局の業務遂行に支障を来す場合は、各部局においては、相互に応援体制をとって対応するものとする。

危機管理課及び健康衛生課（事務局）

- 1 市対策本部の設置、運営及び庶務並びに総合企画に関すること。
- 2 新型インフルエンザ等対策本部長の指示及び命令の伝達に関すること。
- 3 相談体制の調整及び統括に関すること。
- 4 市民からの問合せの対応及び要望の取りまとめに関すること。
- 5 感染状況の推移に関すること。
- 6 自宅療養者に対する支援物資提供の全庁体制の構築に関すること。
- 7 奈良県との連絡調整に関すること。

各部局共通

- 1 各部局に関する情報の収集及び調査並びに市対策本部への報告に関すること。
- 2 他の部局及び関係機関への応援に関すること。
- 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 4 その他市対策本部の決定事項に関すること。

市長公室

- 1 市職員の感染予防、服務及びり患状況に関すること。
- 2 感染症対応に伴う人事に関すること。
- 3 情報の収集、伝達及び処理に関すること。
- 4 国、奈良県及び関係機関との協議、交渉、要請等の統括に関すること。
- 5 広報等情報の提供及び報道機関対応に関すること。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

6 感染症対応臨時交付金等に関すること。
総務部、会計管理者、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局 1 感染症対策の財政計画に関すること。 2 緊急の新型インフルエンザ等対策物品の契約に関すること。 3 新型インフルエンザ等対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。
市民環境部及び農業委員会事務局 1 戸籍等の届出窓口の確保に関すること。 2 ごみの排出抑制、収集等に関すること。 3 遺体の収容、搬送等に関すること。 4 遺体の火葬に関すること。 5 仮遺体安置所の設置に関すること。 6 自治会との連絡調整に関すること。
健康福祉部 1 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。 2 北葛城地区医師会、香芝市医師会及びその他関係機関との連絡調整に関すること。 3 医薬品、医療器具及び防疫資器材の整備、調達及び補給の要請に関すること。 4 奈良県中和保健所からの情報収集及び奈良県中和保健所との連絡調整に関すること。 5 市民等からの医療相談に関すること（相談窓口の設置等）。 6 福祉施設利用者の感染状況の把握に関すること。 7 福祉施設の感染予防に関すること。 8 在宅の高齢者、障害者等の生活支援に関すること。
子ども家庭部 1 保育所（園）、認定こども園及び幼稚園の感染予防に関すること。 2 保育所（園）、認定こども園及び幼稚園の感染状況の把握に関すること。 3 子育て支援施設等の感染予防に関すること。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

都市創造部

- 1 地域公共交通の感染対策に関すること。
- 2 奈良県広域水道企業団との連絡調整に関すること。

教育委員会事務局教育部

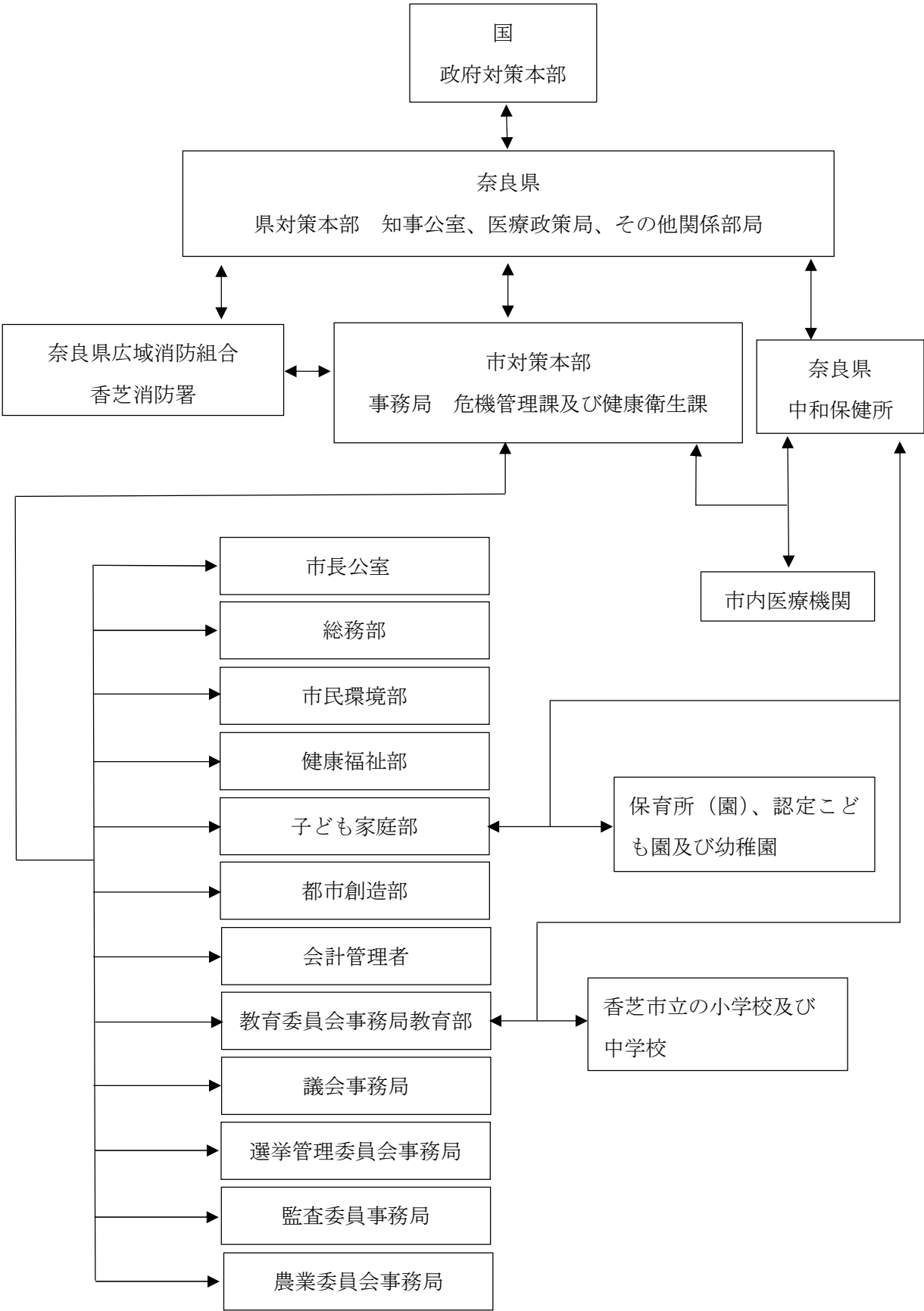
- 1 香芝市立の小学校及び中学校の感染予防に関すること。
- 2 香芝市立の小学校及び中学校の感染状況の把握に関すること。
- 3 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設における感染予防に関すること。

議会事務局

- 1 香芝市議会議員との連絡調整に関すること。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

10 新型インフルエンザ等対策の情報伝達系統



第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制³⁰

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合に、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進するため、あらかじめ関係部局及び関係機関の役割を整理するとともに、有事の際にそれぞれの役割を実現するための人員の調整及び縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修及び訓練を通じた課題の発見、改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係部局間及び関係機関との連携を強化する。

2 対応

(1) 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練³¹を実施する。

（全部局）

(2) 市行動計画等の作成並びに体制の整備及び強化

ア 市行動計画を作成し、及び変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く³²。

（危機管理課及び健康衛生課）

イ 新型インフルエンザ等の発生時において強化し、及び拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事の際においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、及び変更する。

（危機管理課及び健康衛生課）

³⁰ 特措法第8条第2項第1号（新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項）

³¹ 特措法第12条第1項

³² 特措法第8条第7項及び第8項において準用する特措法第7条第3項

実施体制（準備期）

ウ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員の養成等を行う。
(人事課、危機管理課及び健康衛生課)

エ 感染症対応部門と危機管理部門との連携強化及び役割分担に関する調整を行う。
(危機管理課及び健康衛生課)

オ 新型インフルエンザ等の発生時において強化し、及び拡充すべき業務への対応に特化した組織の設置を含め、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の方針について関係部局で協議の上、決定する。
(全部局)

カ 新型インフルエンザ等の発生時に、必要な人員体制の強化が可能となる体制をあらかじめ構築しておく。
(人事課、危機管理課及び健康衛生課)

キ 市対策本部の会議（以下「市対策本部会議」という。）の決定事項に従った人員配置及び体制を構築するため、あらかじめ各部局の職員が有する知識及び経験を把握する。
(人事課)

ク 新型インフルエンザ等が発生したときを想定し、平時から連携体制及び対応の準備を行う。
(全部局)

(3) 国及び地方公共団体等の連携の強化

ア 新型インフルエンザ等の発生時に、奈良県中和保健所と連携して生活環境の整備、市民への情報の提供、知識の普及等の業務を実施できるよう必要な準備を行う。
(危機管理課及び健康衛生課)

イ 国、奈良県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

（危機管理課及び健康衛生課）

ウ 国、奈良県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、北葛城地区医師会、香芝市医師会等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

（危機管理課及び健康衛生課）

(4) 迅速な対策の実施に必要な予算の想定

新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、国からの財源支援³³を有効に活用した様々な施策が展開されることを想定しておく。

（総合政策課及び財政課）

³³ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

第2節 初動期

1 目的

感染症対応部門と危機管理部門との連携強化及び役割分担に関する調整を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時において強化し、及び拡充すべき業務への対応に特化した組織の設置を含め、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の方針について香芝市感染症対策会議又は市対策本部会議で協議の上、決定する。

2 対応

(1) 市行動計画等の体制の整備及び強化

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、職員を中心として情報収集及び対応策の検討を行う。

（人事課、危機管理課及び健康衛生課）

イ 国が政府対策本部を設置した場合及び奈良県が県対策本部を設置した場合は、香芝市感染症対策会議を設置した上で、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

（人事課、危機管理課及び健康衛生課）

ウ 必要に応じて、第1節準備期2対応(2)市行動計画等の作成並びに体制の整備及び強化並びに新型インフルエンザ等の発生時の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

（全部局）

エ 各部局の職員が有する知識及び経験を踏まえた上で、香芝市感染症対策会議又は市対策本部会議の決定事項に従った人員配置をとり、及び体制を構築する。

（人事課）

オ 市職員が感染した際の対処方法について、国及び奈良県からの情報又

は香芝市感染症対策会議若しくは市対策本部会議の決定を受け、準備を行う。

（人事課）

（2）国及び地方公共団体等の連携の強化

ア 奈良県中和保健所と連携して生活環境の整備、市民への情報の提供、知識の普及等の業務を行う。

（危機管理課及び健康衛生課）

イ 香芝市感染症対策会議の構成員又は市対策本部の本部員は、香芝市感染症対策会議又は市対策本部会議の決定事項に従い、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（全部局）

ウ 奈良県中和保健所、北葛城地区医師会、香芝市医師会等と情報交換等を行い、連携体制を強化する。

（危機管理課及び健康衛生課）

（3）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

ア 機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援³⁴を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行すること³⁵を検討し、所要の準備を行う。

（総合政策課及び財政課）

イ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、様々な施策が展開されることが想定されるため、必要に応じて、香芝市感染症対策会議又は市対策本部会議の決定事項に従い、各部局にヒアリングを実施し、調整を行う。

（総合政策課及び財政課）

³⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

³⁵ 特措法第70条の2第1項

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする。

感染症危機の状況、市民生活及び社会経済活動の状況並びに各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異、ワクチン及び治療薬の開発並びに治療法の確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 対応

(1) 市行動計画等の体制の整備及び強化

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、職員を中心として収集した情報に応じて対応を行う。

（人事課、危機管理課及び健康衛生課）

イ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する³⁶。緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う³⁷。

（危機管理課及び健康衛生課）

ウ 準備期及び初動期に構築した体制に基づき、必要な対策を実施する。

（全部局）

エ 各部局の職員が有する知識及び経験を踏まえた上で、市対策本部会議の決定事項に従った人員配置及び体制を構築する。

³⁶ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

³⁷ 特措法第36条第1項

実施体制（対応期）

（人事課）

オ 職員の異動、体調不良、個別の事情等がある度に、人員配置を見直す。
また、職員が感染した場合の対処方法について、職員に周知する。

（人事課）

カ 新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、奈良県に対し、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2の特定新型インフルエンザ等対策をいう。キにおいて同じ。）の事務の代行³⁸を要請する。

（人事課）

キ 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村又は奈良県に対して応援を求める³⁹。

（人事課）

ク 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁴⁰。

（危機管理課及び健康衛生課）

（2）国及び地方公共団体等の連携の強化

ア 奈良県中和保健所と連携して生活環境の整備、市民への情報の提供、知識の普及等の業務を行う。

（危機管理課及び健康衛生課）

イ 市対策本部の本部員は、市対策本部会議の決定事項に従い、所掌事務を掌理し、所属職員等を指揮監督する。

（全部局）

³⁸ 特措法第26条の2第1項

³⁹ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁴⁰ 特措法第37条において準用する特措法第25条

ウ 奈良県中和保健所、北葛城地区医師会及び香芝市医師会と情報交換等を行い、連携体制を強化する。

（危機管理課及び健康衛生課）

（3）必要な財政上の措置

国からの財政支援⁴¹を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁴²する。

（総合政策課及び財政課）

⁴¹ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁴² 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市は、地方債を発行することが可能である。

第2章 情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーション⁴³

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断し、及び行動できるようにする。そのため、市民等が適切に判断し、及び行動することができるよう、科学的根拠等に基づいた正確な情報を収集し、普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報の提供及び共有を行い、感染症に関する情報を適切に理解し、活用する能力を高める。

また、国、奈良県及び市による情報の提供及び共有の方法に関する認知度、提供する情報の正確性の担保による信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報の提供及び共有並びに可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報の提供及び共有の項目及び手段、情報の受取手の反応並びに必要としている情報を把握し、更なる情報の提供及び共有に活かす方法について整理する。

2 対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報の提供及び共有

ア 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた準備を行う。

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報の提供及び共有を行い、有用な情報源として市民等による認知度及び信頼度が一層向上するよう努めるとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制の整備を進める。

⁴³ 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項

情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーション（準備期）

また、広報紙、ホームページ及びSNSを活用し、市政情報を取得しやすい環境を整備し、情報の提供及び共有を行う⁴⁴。

（秘書広報課、危機管理課及び健康衛生課）

イ 国及び奈良県から提供される情報並びに市が収集した情報を活用し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、広報紙、ホームページ及びSNSを活用し、継続的に情報の提供及び共有を行う。

なお、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学童保育所並びに香芝市立の小学校及び中学校、職場等は集団感染が発生した場合は、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係機関が互いに連携しながら、感染症及び公衆衛生対策について丁寧に情報の提供及び共有を行う。

また、発達段階を考慮し、子どもに対しても、分かりやすい情報の提供及び共有を行う。

（秘書広報課、危機管理課、総務情報課、健康衛生課、介護福祉課、保育幼稚園課及び保健給食課）

ウ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、市民等へ情報の提供及び共有する内容について整理する。

新型インフルエンザ等の感染症の特徴及び予防方法について、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚、聴覚等が不自由な方等へ分かりやすく情報を提供し、及び共有する媒体及び方法について準備する。

（秘書広報課、健康衛生課、介護福祉課、社会福祉課、児童福祉課、保育幼稚園課及び保健給食課）

エ 市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知、市

⁴⁴ 特措法第13条第1項

情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーション（準備期）

民等からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の自宅療養者等の健康観察に関して奈良県と連携し、情報共有を行う。

また、奈良県との間で、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る自宅療養者等の個人情報の提供に関する覚書（以下「覚書」という。）の締結を検討し、自宅療養者等への支援の準備を行う⁴⁵。

（危機管理課及び健康衛生課）

(2) 偏見、差別等並びに偽情報及び誤情報への対応

ア 感染者、その家族、医療従事者等に対する偏見、差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること、患者が受診行動を控える等の感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁴⁶。

（秘書広報課、地域振興課及び健康衛生課）

イ 感染症危機において、偽情報及び誤情報の流布並びにSNS等によって情報の錯綜^{そうそう}が生じ得ることから、情報を適切に理解し活用する能力の向上が図られるように広報紙、ホームページ及びSNSを活用した偽情報及び誤情報の対策について協議を行う。

また、ワクチン接種、治療薬及び治療法に関する科学的根拠等が不確かな情報、偽情報並びに誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を提供し、及び共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できる方法を検討する。

（秘書広報課及び健康衛生課）

(3) 双方向のコミュニケーションの実施

国又は奈良県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

（危機管理課及び健康衛生課）

⁴⁵ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第10項

⁴⁶ 特措法第13条第2項

第2節 初動期

1 目的

市民等が、適切に判断し、及び行動することができるよう、市民等の関心事項等を踏まえ、その時点で市が把握している正確な情報を迅速に分かりやすく提供し、及び共有する。

なお、その際、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者、その家族、医療従事者等に対する偏見、差別等は許されず、それが感染症対策の妨げにつながる事等について情報を提供し、及び共有するとともに、偽情報及び誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた情報を繰り返し提供し、及び共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 対応

(1) 迅速かつ一体的な情報の提供及び共有

ア 国又は奈良県から提供される情報及び市が収集した情報について、市民等へ継続的に提供及び共有を行う。

（秘書広報課、危機管理課及び健康衛生課）

イ 国又は奈良県が示した新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報及びプライバシーの保護に留意しつつ⁴⁷、感染症対策に必要な情報の提供及び共有を行う。

（秘書広報課、危機管理課及び健康衛生課）

ウ 市民等が情報を受け取る媒体及びその受け止めは千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備し、及び活用し、迅速かつ一体的に情報の提供及び共有を行う。

新型インフルエンザ等の感染症の特徴及び予防方法について、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚、聴覚等が不自由な方等へ分かりやすく情報の提供及び共有を行う。

（秘書広報課、健康衛生課、介護福祉課、社会福祉課、児童福祉課、保育幼稚園課及び保健給食課）

エ 新型インフルエンザ等の自宅療養者等の健康観察に関する奈良県から

⁴⁷ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条第4項

情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーション（初動期）

の協力及び自宅療養者等に生活支援を行うことで、市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知、市民等からの相談受付等を実施する。

（危機管理課及び健康衛生課）

(2) 偏見、差別等並びに偽情報及び誤情報への対応

感染者、その家族、医療従事者等に対する偏見、差別等について、市が国又は奈良県からの情報に基づき感染症の特徴を十分に理解した上で、差別、患者が受診行動を控える等の感染症対策の妨げにもなること等について、適切に情報を提供し、及び共有する。

また、偏見、差別等に関する各種相談窓口について、情報を収集し、心の健康相談室による対応方針について整理する。

さらに、ワクチン接種、治療薬及び治療法に関する科学的根拠等が不確かな情報、偽情報並びに誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供し、及び共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対応する。

（秘書広報課、地域振興課及び健康衛生課）

(3) 双方向のコミュニケーションの実施

国又は奈良県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

（危機管理課及び健康衛生課）

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等が適切に判断し、及び行動できるようにすることが重要である。市民等が、適切に判断し、及び行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報を迅速に分かりやすく提供し、及び共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、感染者、その家族、医療従事者等に対する偏見、差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報を提供し、及び共有するとともに、偽情報及び誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供し、及び共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 対応

(1) 迅速かつ一体的な情報の提供及び共有

ア 国又は奈良県から提供される情報及び市が収集した情報について、国の取組に関する留意事項及び他の地方公共団体等の対応を参考にしつつ、市民等へ地域の実情を踏まえた説明を行う。

また、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーションを行う。

（秘書広報課、危機管理課及び健康衛生課）

イ 国又は奈良県が示した新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報及びプライバシーの保護に留意しつつ、広報紙、ホームページ及びSNSにて感染症対策に必要な情報の提供及び共有を行う。

（秘書広報課、危機管理課及び健康衛生課）

ウ 市民等が情報を受け取る媒体及びその受け止めは千差万別であること

情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーション（対応期）

から、利用可能なあらゆる情報媒体を整備及び活用し、迅速かつ一体的に情報の提供及び共有を行う。

新型インフルエンザ等の感染症の特徴及び予防方法について、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚、聴覚等が不自由な方等へ分かりやすい情報の提供及び共有を行う。

（秘書広報課、健康衛生課、介護福祉課、社会福祉課、児童福祉課、保育幼稚園課及び保健給食課）

エ 新型インフルエンザ等の自宅療養者等の健康観察に関する奈良県からの協力及び自宅療養者等に生活支援を行うことで、市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知、市民等からの相談受付等を実施する。

（危機管理課及び健康衛生課）

(2) 偏見、差別等並びに偽情報及び誤情報への対応

感染者及びその家族、医療従事者等に対する偏見、差別等が実際に判明したときは、法的責任を伴い得る場合もあることを十分に周知徹底する。

また、偏見、差別等により、心の悩みを抱えている市民に対しては、心の健康相談室で対応し、各種相談窓口の案内を市民及び事業者に周知し、及び対応する。

さらに、ワクチン接種、治療薬及び治療法に関する科学的根拠等に基づく情報等については、ウイルスの変異等において、ワクチンの種類等も変動していくため、偽情報及び誤情報の拡散状況等の情報を把握し、国及び奈良県からの正確な情報を提供し、市民等の不安解消等に対応する。

（秘書広報課、地域振興課及び健康衛生課）

(3) 双方向のコミュニケーションの実施

国又は奈良県からの要請を受けて、コールセンター等の設置を継続する。

（危機管理課及び健康衛生課）

第3章 まん延防止⁴⁸

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応が可能となるように急速な感染拡大を抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、まん延防止対策による社会的影響を緩和し、まん延防止対策について協力を得るため、市民及び事業者の理解の促進に取り組む。

2 対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

ア 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される内容及びその意義について、広報紙、ホームページ及びSNSを利用し、周知を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには、市民一人一人の感染症対策への協力が重要であること及び実践的な訓練等を行うことの必要性について理解の促進を図る。

（秘書広報課、危機管理課及び健康衛生課）

イ 市民及び事業者に対し、換気、日頃からの手洗い、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐこと、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の際の対応等について、理解の促進を図る。

窓口対応に携わる職員及び来庁者への感染予防に関して検討を行う。

また、まん延防止に必要な物品を抽出し、設置場所について検討する。

（全部局）

⁴⁸ 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項

ウ 新型インフルエンザ等の感染拡大時には、施設の利用制限及び市主催の事業縮小の可能性について、市民及び事業者へ周知を行う。

（全部局）

エ 感染拡大時における保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学童保育所並びに香芝市立の小学校及び中学校の対応方針を策定し、共有できる体制を関係課室、教職員等と整備しておく。

（保育幼稚園課及び保健給食課）

オ 新型インフルエンザ等の感染症に感染した場合の自宅待機及び休暇取得について、国及び奈良県から提供される情報を活用し、及び整備する。

（人事課及び学校教育課）

カ 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学童保育所並びに香芝市立の小学校及び中学校での感染症の予防について、教職員等が理解し、児童及び生徒が感染症の予防について認識を持つことができるように、情報の提供及び共有を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、感染者が接触した人物の特定及び感染拡大を防止するため、奈良県からの要請に基づき、PCR検査の実施体制（検査場所及び検査に伴う動員）を検討する。

また、児童及び生徒が感染した場合の出席停止、オンライン授業への切替え、学級閉鎖及び臨時休所（業）を検討する。

（保育幼稚園課、学校教育課及び保健給食課）

キ エアーテントについて、PCR検査及びワクチン接種に伴う医療従事者等の待機場所としての活用等を検討する。

（危機管理課及び健康衛生課）

ク 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4第1項の指定緊急避難場所をいう。）、指定一般避難所（災害対策基本法施行規則第1条の7の2第1項の指定一般避難所をいう。）及び指定福祉避難所（災害対策

基本法施行規則第1条の7の2第2項の指定福祉避難所をいう。）（以下これらを「指定緊急避難場所等」という。）の新型インフルエンザ等対策については、平時から感染を防止するための適切な避難行動及び避難時の持出品（マスク、消毒液、体温計等）の準備について市民及び事業者にも周知しておく。

また、マスク、消毒液、体温計、パーティション等の新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄等する。

指定緊急避難場所等では、避難者の健康管理及び衛生管理並びに十分な避難スペースの確保が必要なため、エアーテントの活用も含めた適切なレイアウト等の検討を行う。

（危機管理課及び健康衛生課）

ケ 新型インフルエンザ等の発生時に実施する業務継続計画に基づいたまん延防止対策を検討する。

（危機管理課及び健康衛生課）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により急速な感染拡大を抑制する。

また、市内でのまん延防止に必要な対応及びまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 対応

(1) まん延防止対策の準備

ア 奈良県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告、入院措置等）及び患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）の確認を進める。

（危機管理課及び健康衛生課）

イ 市民及び事業者に対し、換気、日頃からの手洗い、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染症対策及び有事の際の対応等について理解の促進を継続する。

窓口対応に携わる職員の手指消毒の徹底を行い、来庁者に対して感染予防に関する注意喚起を行う。

また、まん延防止に必要な物品を調達する。

（全部局）

ウ 新型インフルエンザ等の感染拡大時は、奈良県からの感染を防止するための協力要請に基づき、施設の利用制限について検討する。

また、必要に応じて市主催の事業の縮小等も検討する。

（全部局）

エ 感染拡大時における保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学童保育所並びに香芝市立の小学校及び中学校の対応方針に基づき、新型インフルエンザ等の特徴等を踏まえて、必要なまん延防止の体制を整える。

（保育幼稚園課及び保健給食課）

オ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる症状がある市職員、教職員等に対し、自宅待機又は休暇取得を推奨する。

（人事課、保育幼稚園課及び学校教育課）

カ 新型インフルエンザ等の感染者が保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学童保育所並びに香芝市立の小学校及び中学校にて発生した場合は、感染拡大の防止に努める。

また、出席停止、オンライン授業への切替え、学級閉鎖又は臨時休所（業）の方針を決定する。

なお、PCR検査は、コロナ禍での手法であったドライブスルー方式を一つの方法として参考にし、関係機関へ実施体制の周知を行う。

（保育幼稚園課、学校教育課及び保健給食課）

キ エアーテントの活用については、感染拡大の状況により、PCR検査及びワクチン接種の会場等、その他必要に応じて配置を決定する。

また、病原体の性状に応じて、準備期で検討したエアーテントの活用方法を決定する。

（危機管理課及び健康衛生課）

ク 新型インフルエンザ等の感染拡大時に、災害により指定緊急避難場所等の開設が想定されるときは、対策の実施に必要な物資及び資材の配布可能数量を集計し、避難者への配布に備える。

なお、指定緊急避難場所等において、体調不良で免疫力が低下している避難者を隔離する必要がある場合は、エアーテントを活用する。

（危機管理課及び健康衛生課）

ケ 国又は奈良県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

（危機管理課及び健康衛生課）

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の急速な感染拡大を抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

2 対応

(1) まん延防止対策の実施

ア 奈良県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告、入院措置等）及び患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）について、市民に対して周知を行う。

（危機管理課及び健康衛生課）

イ 市民及び事業者に対し、換気、日頃からの手洗い、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染症対策、時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

窓口対応に携わる職員の手指消毒の徹底を継続し、来庁者に対して感染予防に関する注意喚起を継続する。

また、調達した物品を各場所へ設置し、状況に応じて追加の調達も検討する。

（全部局）

ウ 新型インフルエンザ等の感染拡大時において、奈良県からのまん延防止措置による協力要請があったときは、必要に応じて施設の利用制限、市主催の事業の縮小等を行う。

（全部局）

エ 感染拡大時における保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学童保育所並びに香芝市立の小学校及び中学校の対応方針に基づき、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえて、必要なまん延防止における対応方針を実施する。

（保育幼稚園課及び保健給食課）

オ 市職員、教職員等が新型インフルエンザ等に感染した場合は、対処方法について、香芝市感染症対策会議又は市対策本部会議と情報連携を行う。

（人事課、危機管理課、健康衛生課、保育幼稚園課、学校教育課及び保健給食課）

カ 子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖及び臨時休所（業）、奈良県からの要請に基づくPCR検査を行い、まん延防止対策を実施する。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク又は重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の利用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止する。

（保育幼稚園課、学校教育課及び保健給食課）

キ エアーテントは、基本的にPCR検査及びワクチン接種の会場での活用となるが、感染拡大状況に応じて必要な場所での活用を行う。

（危機管理課及び健康衛生課）

ク 新型インフルエンザ等の感染拡大時に、災害により指定緊急避難場所等が開設されたときは、指定緊急避難場所等では、施設の管理者を通じて、感染症対策を行う。

避難者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、健康維持に必要な活動を実施する。

また、エアーテントの活用については、特に体調不良者が多い指定緊急避難場所等に配置する等、状況に応じて判断する。

（危機管理課及び健康衛生課）

ケ 国又は奈良県からの要請を受けて、業務継続計画に基づき、対応する。
(危機管理課及び健康衛生課)

第4章 ワクチン⁴⁹

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の大規模な感染症の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小限にとどめるため、感染症に対応するワクチンを適切に供給し、円滑なワクチン接種を実施することができるよう、ワクチンの接種体制について医療機関等と連携し、平時から必要な準備を進める。

2 対応

(1) ワクチン接種に必要な資材の調達

ワクチン接種に必要なとなる資材については、新型インフルエンザ等緊急事態宣言下等において、新型コロナのワクチン接種に従事した経験を有する医師から意見を聴取する。

なお、意見聴取に当たっては、次の表1を参考に、必要な資材を確保するための方法並びに迅速な確保及び調達の方法も含めて準備を進める。

（健康衛生課）

■表1 ワクチン接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師及び看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ・ 血圧計（成人用、小児用） ・ パルスオキシメーター ・ 静脈路確保用品（成人用、小児用） ・ 気管確保用品（成人用、小児用）	☐ マスク ☐ ディスポーザブルエプロン ☐ フェイスシールド ☐ 使い捨て手袋（S、M、L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿 ^{のう} 盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤、黒）

⁴⁹ 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項

・酸素吸入用品（成人用、小児用） ・輸液セット（成人用、小児用） ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤、気管支拡張剤、抗消化性潰瘍薬等の薬液	☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】 ☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫、保冷バッグ、保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫、ワクチン保管用冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

(2) ワクチンの供給体制

調達したワクチンを市内の医療機関等に供給しようとするときは、それを配送する事業者のシステムに事前に登録しておく必要が生じる可能性があることから、随時、対応可能な事業者を把握する必要がある。

また、ワクチンの供給量が必ずしも十分でない場合も想定されることから、平時から北葛城地区医師会、香芝市医師会等と密に連携し、ワクチンの供給量に応じてワクチンの分配量をどのように決定するかについても想定しておく。

（健康衛生課）

(3) 接種体制の構築

ア 接種体制

ワクチン接種を実施するためには、医療従事者（医師、看護師等）を確保する必要があることから、全ての市民に対してワクチン接種を実施することとした場合に必要となる人員、会場、資材等を想定し、平時からそれを踏まえた接種体制の構築及び訓練を行う。

（健康衛生課）

イ 特定接種⁵⁰

新型インフルエンザ等の感染症対策を実施する際は、それに携わる市職員に対して集団的接種を実施主体として行う必要があることから、円滑な接種に向けて平時から特定接種の実施に向けた接種体制を想定しておく。

また、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

（健康衛生課）

ウ 住民接種

（ア）から（ウ）までに定めるとおり迅速なワクチン接種等を実現するための準備を行う。

（ア）国及び奈良県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁵¹。

i 希望する全ての市民がワクチン接種を受けられるよう初動期及び対応期に必要な対応を想定し、感染症の大規模な流行時に円滑な実施を可能とするために、次の事項に留意し、北葛城地区医師会、香芝市医師会等と連携して必要な検討を行う。

また、接種会場を設置したときに、円滑なワクチン接種が実施できるよう、平時から接種体制の構築に向けた訓練を行う。

（i）接種対象者数

（ii）市職員等の人員体制の確保

（iii）医療従事者、受付担当者等の確保

（iv）接種場所の確保（医療機関、香芝市保健センター、香芝市総合

⁵⁰ 特措法第28条第1項の規定により、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、次に掲げるものである。

1 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

2 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

3 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

⁵¹ 予防接種法（昭和23年法律第68条）第6条第3項

- 体育館等）及び運営方法の策定
- (v) 接種可能人数の把握
 - (vi) 接種に必要な資材等の確保
 - (vii) 国、奈良県、他市町村、北葛城地区医師会、香芝市医師会等との連絡体制の構築
 - (viii) 接種に関する市民への周知方法の策定
 - (ix) 接種会場で副反応が発生したときの対応の整理（救急隊への連絡、地域医療の対応先の検討、従事者へ副反応発生時の対応の周知等）
 - (x) 接種会場において必要と想定される物品の調達の整理
- （健康衛生課）

- ii 医療従事者、高齢者施設等の従事者、高齢者等のワクチン接種が必要となると思われる人数をあらかじめ推計し、住民接種の実施に向けたシミュレーションを行う必要がある。

また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者がワクチン接種を受けられるよう、奈良県の介護保険部局、障害保健福祉部局、衛生部局等と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

（健康衛生課、介護福祉課及び社会福祉課）

■表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計 （1歳から5歳まで）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として、対象

ワクチン（準備期）

			人口の2倍に相当
小学生、 中学生及び 高校生相当	人口統計 (6歳から17歳まで)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	総人口から基礎疾患のある者、妊婦、幼児、乳児、乳児保護者、小学生、中学生及び高校生相当及び高齢者を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E_1 + E_2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可のときは、その保護者を接種対象者として試算する。

- iii 医療従事者の確保に向けて、接種方法（集団的接種又は個別接種）、接種会場の数、開設時間の設定等の条件によって、必要となる人数やワクチン接種の実施期間が異なることから、条件ごとに必要となる医療従事者の数を積算する。

また、集団的接種を実施するときは、ワクチン接種の対象者を一つの接種会場に集約する必要があるから、その場合は、多くの医療従事者を集める必要があることから、北葛城地区医師会、香芝市医師会等と連携して対処する必要があるから、事前に協力体制の構築について合意を得られるように努める。

（健康衛生課）

- iv 接種会場を確保するときは、会場ごとにワクチン接種に対応できる人数を推計し、受付、待合室及び問診を実施する場所、接種実施、応急処置及び経過観察のための場所、ワクチンの保管及び調製を行う場所等、ワクチン接種の実施に従事する人員の配置を含め、接種会場内の入口から出口に至るまでの導線に交差が生じず、滞留等が生じないよう適切な配置をあらかじめ想定しておく。

また、調製後のワクチンを保管するときは、室温、遮光等適切な状況を維持することができる場所に保管する。

（健康衛生課）

- v 感染性産業廃棄物の取扱い（場所等）についての整理を行う。

（健康衛生課）

- （イ）円滑なワクチン接種を実施するため、予防接種デジタル化のシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市以外の地方公共団体においてもワクチン接種が受けられるよう必要な取組を進める。

（健康衛生課）

- （ウ）速やかなワクチン接種に向けて、北葛城地区医師会、香芝市医師会等の医療関係者及び市内の関係部局と連携して、従事する医療従事者の体制、ワクチン接種を実施する会場の候補の選定、ワクチン接種を実施する際の周知体制、予約受付等の具体的な実施体制について、準備を進める。

（健康衛生課）

（4） その他必要となる情報の提供及び共有

ア 市民への対応

定期接種については、被接種者、その保護者（小児の場合）等に分かりやすい情報の提供に努めるとともに、疑問や不安に関する情報を日頃から収集し、国が提供する情報に基づいて、制度の仕組み及びワクチンへの理解の促進に向け、広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、必要な情報の提供を行う。

（秘書広報課及び健康衛生課）

イ 市における対応

定期接種の実施主体として、定期接種の実施、予防接種健康被害救済制度等について、被接種者、その保護者（小児の場合）等に分かりやすい情報の提供を行う。

（健康衛生課）

ウ 関係機関との連携

予防接種施策は、健康衛生課が中心となって推進することとなるが、外部の医療関係者及び人事課、介護福祉課、社会福祉課等と連携し、必要な協力事項を整理する。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たり、関係部局と連携し、予防接種に関する周知を行う。

（人事課、健康衛生課、介護福祉課、社会福祉課及び保健給食課）

(5) DXの推進

ア 市の予防接種関係システム（健康管理システム等）と連携して予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国の標準仕様書にのっとってシステム整備を進める。

（総務情報課及び健康衛生課）

イ 接種対象者を特定の上、国が整備する予防接種デジタル化のシステムに接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、スマートフォン等で通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

（健康衛生課）

第2節 初動期

1 目的

準備期に構築した接種体制を活用し、発生した新型インフルエンザ等の感染症に関する情報を、国及び奈良県と連携して速やかに収集し、円滑なワクチン接種の実施につなげる。

2 対応

(1) ワクチンの接種に必要な資材

事前に必要と判断した必要な数の資材等を迅速に確保し、又は調達する。
(健康衛生課)

(2) ワクチンの供給体制

事前に準備した体制等を活用して、ワクチンの供給に併せて必要となる物品及び配送の方法を改めて検討する。
(健康衛生課)

(3) 接種体制

ア 接種体制の構築

- (ア) 円滑なワクチン接種の実施に向け、国及び奈良県から提供されるワクチン、必要な資材等の情報、予算措置のために必要な情報及びワクチン接種の実施方法等の情報を踏まえ、接種会場及び従事する医療従事者の確保、医療機関へのワクチンの分配等の接種体制の構築を迅速に行う。
(健康衛生課)

- (イ) 必要に応じて、従事する看護師を直接雇用し、香芝市薬剤師会等の協力を得て、ワクチンの取扱いに関する講習を行う。
(健康衛生課)

イ 特定接種

北葛城地区医師会、香芝市医師会等の協力を得て、ワクチン接種に従事する医療従事者を確保する。

また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて北葛城地区医師会、香芝市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

（健康衛生課）

ウ 住民接種

（ア）ワクチン接種を希望される方に対して、適切にワクチン接種を実施することができるよう、住民基本台帳に基づく人口、年齢等の情報、接種記録等を管理する健康管理システム等を通じて接種予定数を把握し、接種の勧奨方法及び予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

（健康衛生課）

（イ）ワクチン接種を準備する段階においては、健康衛生課の体制で対応することができる業務量を大幅に超過することになるため、全庁的な協力体制を構築する。

（人事課、総合政策課及び健康衛生課）

（ウ）ワクチン接種を実施するために、必要な業務を整理し、それぞれの業務を担当する部門を決定した上で、当該業務に必要な人員を整理し、業務内容を説明する。また、通常業務と切り分けて当該業務に従事できる体制を考慮した上で、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員を確保し、及び配置する。

なお、接種会場における業務、コールセンター及びデータ入力に関する業務等の外部に委託することができる業務については、可能な限り委託することで、市職員の負担を軽減することも検討する。

（健康衛生課）

（エ）ワクチン接種の円滑な推進を図るため、介護福祉課、社会福祉課又は奈良県の関係部局が連携して調整を進める（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護福祉課、社会福祉課又は奈良県の関係部局が中心に取りまとめ、接種に係る北葛城地区医師会、香芝市医師会等と

の調整等は、健康衛生課が行う。）。

（健康衛生課、介護福祉課及び社会福祉課）

- （オ）接種会場を設置してワクチン接種を実施するときは、当該接種会場の運営方法についても検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

（健康衛生課）

- （カ）医療機関等以外の臨時の接種会場を設置するときは、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づく診療所の開設許可及び届出が必要となる。

また、接種方法（集団的接種及び個別接種）並びに接種会場の数及び開設時間の設定等の条件によって、必要となる人数及びワクチン接種の実施期間が異なることから、条件ごとに必要となる医療従事者の数を積算する。具体的な積算の例としては、予診及び接種に関わる者として、予診を担当する医師一人、接種を担当する医師又は看護師一人、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等一人を1チームとし、接種後の状態観察を担当する者を一人配置し（接種後の状態観察を担当する者は、可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他検温、受付、記録、誘導、案内、予診票の確認、接種済証の発行等については、事務職員等が担当する。

（健康衛生課）

- （キ）接種会場で救急対応する必要があるときに、速やかに対応することができるよう、ワクチン接種に携わる従事者に副反応について説明を行い、奈良県広域消防組合香芝消防署に対して集団的接種の実施の予定を事前に伝える。

また、被接種者にアナフィラキシーショック、けいれん等の重篤な副反応がみられた際の応急治療をするための薬剤の購入等に関しては、あらかじめ北葛城地区医師会、香芝市医師会等と協議の上、物品及び薬剤の調達を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急用品について適切な管理を行う。

重篤な副反応が発生したときは、発症者の速やかな治療及び搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、奈良県、奈良県医師会等の地域の医療関係者及び奈良県広域消防組合香芝消防署の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者及び消防機関と搬送先を共有することにより、適切な連携体制を確保する。

アルコール綿、医療廃棄物容器等の調達については、取引のある医療資材会社を通じて情報を収集する等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要な物品としては、次の表３に定めるものが想定されるため、会場の規模及び配置を踏まえて必要数等を検討する。

（健康衛生課）

■表３ 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師及び看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ・ 血圧計（成人用、小児用） ・ パルスオキシメーター ・ 静脈路確保用品（成人用、小児用） ・ 気管確保用品（成人用、小児用） ・ 酸素吸入用品（成人用、小児用） ・ 輸液セット（成人用、小児用） ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤、気管支拡張剤、抗消化性潰瘍薬等	☐ マスク ☐ ディスポーザブルエプロン ☐ フェイスシールド ☐ 使い捨て手袋（S、M、L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿 ^{のう} 盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤、黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子

ワクチン（初動期）

の薬液	☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫、保冷バッグ、保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫、ワクチン保管用冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等
-----	--

（ク）高齢者施設、社会福祉施設等に入所している等の事情により、接種会場でワクチン接種を受けることが困難な者が接種を受けられるよう、奈良県の介護保険部局等、並びに北葛城地区医師会、香芝市医師会等の関係機関と連携し、接種体制を構築する。

（健康衛生課、介護福祉課及び社会福祉課）

（ケ）ワクチン接種には、多くの医療従事者の確保が必要となることから、北葛城地区医師会、香芝市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

（健康衛生課）

（コ）ワクチン接種が円滑に行われるよう、北葛城地区医師会、香芝市医師会、近隣地方公共団体、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。

また、協議に併せてワクチン接種を実施する医療機関等において、診療時間の延長、休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、香芝市保健センター、香芝市総合体育館等の公的な施設等の医療機関以外の接種会場を設ける等して、医療機関等の医師及び看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

（健康衛生課）

（サ）ワクチン接種については、推計された人数に基づき接種会場を決定する。

また、感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープ等により進行方向に一定の流れを作り、予診票の記入漏れへの対応及

び予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。

なお、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場とし、また、要配慮者への対応ができるように準備を行う。

（健康衛生課）

（シ）感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じる。その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定を遵守する。

また、廃棄物処理業者と収集の頻度、量等について協議する。

（健康衛生課）

（ス）国が整備する予防接種デジタル化のシステムを活用し、接種ができる体制を整える。

（健康衛生課）

（セ）医療従事者の体制について、北葛城地区医師会、香芝市医師会等と協議し、決定する。

また、接種の場所に関係する部局と協議し、接種の時期及び予約等の具体的な方法を周知する。

（健康衛生課）

（4）接種に係る情報の提供及び共有

ア 国が提供する情報に基づき、使用されるワクチンの接種対象者、接種開始時期及び接種順位の在り方等のワクチン接種の実施に係る情報について、広報紙、ホームページ及びSNSを通じて情報の提供を行う。

（秘書広報課及び健康衛生課）

イ ワクチンの接種について市民が相談できる窓口の設置を検討する。

（健康衛生課）

ウ 予防接種健康被害救済制度について被接種者への情報の提供を継続する。

（健康衛生課）

エ 予防接種の実施に当たり、香芝市感染症対策会議及び市対策本部会議で決定した市の方針に基づき、人事課、健康衛生課、介護福祉課、社会福祉課等が連携し、接種体制を整える。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たり、関係部局と連携し、情報の提供体制を整える。

（人事課、健康衛生課、介護福祉課、社会福祉課及び保健給食課）

(5) DXの推進

予約受付体制を構築し、ワクチン接種を開始するために必要なシステムの改修等を行う。

（健康衛生課）

第3節 対応期

1 目的

構築した接種体制に基づき接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。

また、実際のワクチンの供給量、医療従事者等の体制等を踏まえ北葛城地区医師会、香芝市医師会、関係機関等で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 対応

(1) ワクチンの接種に必要な資材

感染状況、接種状況及び接種実績に応じて、ワクチンの接種に必要な資材の追加等を検討し、確保する。

（健康衛生課）

(2) ワクチン及び必要な資材の供給

ア 国からの要請を受けて、ワクチンの流通状況、需要量及び供給状況を把握する。接種開始後は、ワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、準備期及び初動期で構築した接種体制に基づき、ワクチンの分配量の調整を行う。

（健康衛生課）

イ 国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村への供給量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて分配を行う。

（健康衛生課）

ウ ワクチンの供給に滞り、偏在等が生じた場合には、国からの要請を受けて、それらの問題を解消するために、奈良県を中心にワクチンの供給に携わる関係機関に対する聴取、調査等を行って奈良県内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、奈良県内の地域間で融通等を行う。

なお、ワクチンの供給の滞り、偏在等については、特定の製品を指定し、発注することが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も

含めて、奈良県内の地域間で融通等を行う。

（健康衛生課）

（3）接種体制

ア 接種体制の構築

（ア）準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

また、接種状況により、接種会場の追加等についても検討を行う。

（健康衛生課）

（イ）ワクチン接種の実施スケジュールに合わせて、医療従事者を確保する。

（健康衛生課）

イ 特定接種

（ア）市職員に対する特定接種の実施

発生した新型インフルエンザ等の感染症に関する情報、社会情勢等を踏まえ、国が医療の提供並びに市民生活及び社会経済活動の安定を確保するために緊急の必要性があると認め、特定接種を実施することを決定した場合は、国と連携し、国が定めた具体的運用方針に基づき、新型インフルエンザ等の感染症対策の実施に従事する市職員の対象者に集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

（健康衛生課）

（イ）特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況並びにワクチンの有効性及び安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

（健康衛生課）

ウ 住民接種

（ア）予防接種体制の構築

i 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理し、構築した接

種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

また、ワクチン接種の状況に応じて、北葛城地区医師会、香芝市医師会等と協議しながら接種体制を検討し、接種を実施する。

（健康衛生課）

- ii 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者及び誘導のための人員、待合室及び接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

（健康衛生課）

- iii 発熱等の症状がある等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報紙、ホームページ及びSNSにより周知し、及び接種会場においては掲示等で入場制限等についての注意喚起を行い、接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者⁵²に対するワクチン接種については、接種に伴うリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報の提供をより慎重に行う。

（健康衛生課）

- iv 接種会場で使用する救急用品の管理及び補充を行う。

また、準備期及び初動期に整理し、及び確保した体制により接種会場で救急対応を行う。

（健康衛生課）

- v 医療従事者、医療機関に入院中の患者及び在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該医療従事者が勤務し、又は当該患者の

⁵² 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン予防接種（ワクチン）に関するガイドラインの規定による発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる次に掲げる者

1 基礎疾患を有する者

基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。厚生労働省は、2009年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」や2020年の新型コロナウイルス感染症のパンデミック時に取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。

2 妊婦

ワクチン（対応期）

療養を担当する医療機関において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者又は高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関において接種を受けることが困難なものに対して、訪問による接種も検討する。

（健康衛生課及び介護福祉課）

- vi 高齢者施設、社会福祉施設等に入所している等の事情により、接種会場でワクチン接種を受けることが困難な者が、接種を受けられるよう、奈良県の介護保険部局等、北葛城地区医師会、香芝市医師会等と連携し、接種体制を構築する。

（健康衛生課、介護福祉課及び社会福祉課）

- vii 確保した医療従事者を接種会場に適正に配置する。

（健康衛生課）

- viii 医療機関及び医療機関以外の会場で医療機関の医師、看護師等の協力を得てワクチン接種を行う。

（健康衛生課）

- ix 準備期及び初動期に整理し、及び決定した内容でワクチン接種を行い、課題が生じた場合は調整を行い、円滑に接種を行う。

（健康衛生課）

- x ワクチン接種の期間中における感染性産業廃棄物の適切な管理及び廃棄を継続する。

（健康衛生課）

- xi 予防接種デジタル化のシステムを活用し、接種を行う。

（健康衛生課）

- xii 準備期及び初動期に整えた体制により接種を実施する。
また、接種の場所及び時期、予約の方法等について新たな周知が

必要なときは、再度、北葛城地区医師会、香芝市医師会等の医療関係者及び庁内関係部局と協議の上で、周知を実施する。

（健康衛生課）

(4) 情報の提供及び共有

ア 予防接種に係る情報（接種日程、接種会場、副反応疑い報告、健康被害救済申請の方法等に係る情報）に加え、国が情報を提供し、及び共有する予防接種に係る情報について、広報紙、ホームページ及びSNSにて市民への周知を行う。

（秘書広報課及び健康衛生課）

イ 地域における接種に対応する医療機関、接種の状況、各種相談窓口等に関する必要な情報を市民等に提供する。

（秘書広報課及び健康衛生課）

ウ 住民接種に係る対応については、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。

また、住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には新型インフルエンザ等の感染症の流行に対する不安及びワクチン接種の需要が極めて高い一方で、当初のワクチンの供給が限られていること、ワクチンの有効性及び安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報の収集及び分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになること並びに平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、混乱も起こり得ることが予想される。

これらを踏まえ、周知に当たっては、接種の目的、優先接種の意義等を分かりやすく伝え、ワクチンの有効性及び安全性についての情報をできる限り公開するとともに、接種の時期、方法等、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要であることに留意する。

（秘書広報課及び健康衛生課）

エ 感染症の大規模な流行時においては、特定接種及び住民接種に関して

周知を行う必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

（秘書広報課及び健康衛生課）

オ 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報を提供し、申請を受け付けるほか、申請しようとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

（健康衛生課）

カ 予防接種実施に当たり、医療関係者、人事課、健康衛生課、介護福祉課、社会福祉課等と連携する。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たり、関係部局と連携し、予防接種に関する情報を提供する。

（人事課、健康衛生課、介護福祉課、社会福祉課及び保健給食課）

(5) DXの推進

ア 接種記録の管理については、市町村間で接種歴を確認し、誤った接種を防止することができるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧することができるよう、予防接種デジタル化のシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

（総務情報課及び健康衛生課）

イ 予約受付を行い、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報の提供及び共有を行う。

（健康衛生課）

ウ ワクチン接種の勧奨に当たっては、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な者に対しては、紙の接種券等を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

ワクチン（対応期）

（健康衛生課）

エ 接種会場、接種開始日等について、接種対象者のスマートフォン等に対して通知するほか、広報紙、ホームページ及びSNSを活用して周知を行う。

（秘書広報課及び健康衛生課）

第5章 保健⁵³

第1節 準備期

1 目的

感染症の発生情報、医療の提供状況等の情報等を収集する体制を構築する。

また、収集した感染症に係る情報を市民、事業者、北葛城地区医師会、香芝市医師会等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報の提供及び共有並びに連携の基盤作りを行う。

2 対応

(1) 主な対応業務の実施

ア 覚書に基づく健康観察の依頼に対する協力体制について検討する。

（健康衛生課）

イ 覚書に基づき、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る自宅療養者等に関する情報の共有を図るとともに、日用品の支給等の協力依頼があった場合の実施体制を整備する。

（危機管理課及び健康衛生課）

⁵³ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

第2節 初動期

1 目的

初動期は市民が不安を感じ始める時期であり、迅速に感染症拡大を防止する準備を進める。

国及び奈良県が定める計画に基づき、有事の際への体制の移行準備を進め、新型インフルエンザ等の発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

2 対応

(1) 主な対応業務の実施

ア 覚書の締結に基づく健康観察に協力する。

（健康衛生課）

イ 覚書に基づき、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る自宅療養者等に関する情報の共有を引き続き図るとともに、日用品の支給等に協力する。

（危機管理課及び健康衛生課）

第3節 対応期

1 目的

地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴、病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

2 対応

(1) 主な対応業務の実施

ア 初動期に引き続き、健康観察に協力する。

（健康衛生課）

イ 初動期に引き続き、自宅療養者等に関する情報の共有を図るとともに、日用品の支給等に協力する。

（危機管理課及び健康衛生課）

第6章 物資⁵⁴

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、感染予防のために欠かせないものである。奈良県と連携し、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事の際に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

ア 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁵⁵。

なお、当該備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵⁶。

（危機管理課及び健康衛生課）

イ 国及び奈良県からの要請を受けて、奈良県広域消防組合が最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具を備蓄できるよう、連携して取り組む。

（危機管理課及び健康衛生課）

⁵⁴ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

⁵⁵ 特措法第10条

⁵⁶ 特措法第11条

第2節 初動期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることが防ぐことが重要である。奈良県と連携し、有事の際に必要な感染症対策物資等を確保する。

2 対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

ア 準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況の確認を、チェックシート等を用いて実施する。

また、感染症対策物資等の必要数を試算し、不足がある場合は、速やかに調達を行う。

(危機管理課及び健康衛生課)

イ 準備期に備蓄した救急隊員等の搬送従事者への個人防護具の配布体制を検討する。

(危機管理課及び健康衛生課)

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることが防ぐことが重要である。奈良県と連携し、初動期に引き続き、有事の際に必要な感染症対策物資等を確保する。

2 対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

ア 感染症対策物資等を各部局に配布する。

また、来庁者に対しては、検温、手指の消毒等の感染拡大防止対策を講じるとともに、状況に応じて新たに必要な物資を追加で調達する。

（危機管理課及び健康衛生課）

イ 救急隊員等の搬送従事者への个人防护具を配布する。

（危機管理課及び健康衛生課）

第7章 市民生活及び社会経済活動の安定の確保⁵⁷

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延防止措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、必要な準備を行いながら、市民、事業者等に対し、適切な情報の提供及び共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

2 対応

(1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携及び関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

（危機管理課及び健康衛生課）

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

ア 新型インフルエンザ等の発生時の支援実施に係る行政手続、支援金等の給付等について、DXを推進し、申請方法及び市民等からの問合せへの対応方法を整理する。対応方法の整理に当たり、高齢者、デジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、支援対象者に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

（地域振興課）

イ 新型インフルエンザ等のまん延防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な対応（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独及び孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達及び発育に関する影響への対応等）を検討する。

（健康衛生課、介護福祉課、児童福祉課、保育幼稚園課、学校教育課、保健給食課及び生涯学習課）

⁵⁷ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

市民生活及び社会経済活動の安定の確保（準備期）

ウ 新型インフルエンザ等の発生時における教育及び学びの継続に関する取組等について、国及び奈良県からの情報を収集する。

（保育幼稚園課、学校教育課及び生涯学習課）

エ 新型インフルエンザ等の発生を想定して、ケースワーク業務について、課内協議を行い、被保護者への対応（非接触形式の定期訪問、体調確認、緊急時の受診に関する情報の提供、ワクチン接種勧奨等）及び庁内連携について整理し、情報を共有する。

（生活支援課）

(3) 物資及び資材の備蓄

ア 市行動計画に基づき、第6章物資第1節準備期2対応(1)感染症対策物資等の備蓄等により備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品、生活必需品等を備蓄する。なお、当該備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

（危機管理課及び健康衛生課）

イ 市民及び事業者等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク、消毒液等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

（危機管理課及び健康衛生課）

(4) 要配慮者への支援等の準備

ア 国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障害者等の要配慮者等の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等について、奈良県と連携し、要配慮者の把握とともに、その具体的な手続を定めておく。

（介護福祉課及び社会福祉課）

イ 新型インフルエンザ等に感染した高齢者のうち、支援が必要であるが

市民生活及び社会経済活動の安定の確保（準備期）

入院ができない高齢者を想定して、支援方法をサービス事業所等及び地域包括支援センターで検討する。

（介護福祉課）

(5) 火葬体制の整備及び構築

ア 国及び奈良県と連携し、火葬場の火葬能力について把握し、一時的に遺体を安置できる施設等の把握及び検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備する。

（環境政策課）

イ 個別の埋葬及び火葬に係る一般死亡者と感染症死亡者の受入時間等の枠組み、遺体の保存対策等について事前にマニュアルを作成しておく。

（環境政策課）

ウ 奈良県の火葬体制を踏まえた、適切な火葬が実施できるよう火葬場の管理運営受託業者等と調整を行い、必要に応じて、他市町村との情報連携体制の構築を行う。

また、埋火葬に係る必要な手続について整理を行う。

（市民課及び環境政策課）

エ 適切な火葬の実施を図るとともに、個別の埋葬及び火葬に係る対応、遺体の保存対策等を講ずる。

（環境政策課）

(6) 社会経済活動の安定の確保を対象とした支援の整備

ア 市民生活及び社会経済活動の安定を図るため、国の補助金制度等の詳細を確認し、奈良県と協働して実施方針を策定する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、情報を提供し、並びに共有する媒体及び方法について整理を行う。

（地域振興課）

イ 新型インフルエンザ等の感染拡大に伴い、必要に応じて香芝市国民健

市民生活及び社会経済活動の安定の確保（準備期）

康保険被保険者への傷病手当金の支給、国民健康保険料の減免等の処理について必要な対応を整理する。

（国保医療課）

ウ 平時から市民が安心して公共交通を利用できるよう、必要な設備及び仕組みを検討する。

また、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、公共交通の利用者の減少が見込まれるため、交通事業者が継続して運行できるような支援を検討する。

（都市政策交通課）

エ 奈良県広域水道企業団は、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業継続のための体制を検討する。

（奈良県広域水道企業団）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民、事業者等に、事業継続のために必要となる感染対策の準備等の協力を要請する。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 対応

(1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携及び関係部局間での連携のため、必要な情報を共有する。

（危機管理課及び健康衛生課）

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

ア 準備期に整理された新型インフルエンザ等の発生時の支援実施に係る行政手続、支援金等の申請方法、問合せの対応方法等について検討し、決定する。

（地域振興課）

イ 準備期で整理された新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響に対する対応（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独及び孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達及び発育に関する影響への対応等）を検討し、決定する。

（健康衛生課、介護福祉課、児童福祉課、保育幼稚園課、学校教育課、保健給食課及び生涯学習課）

ウ 教育及び学びの継続に関する取組等について、新型コロナウイルス感染症拡大時期の状況を再度確認し、課題を抽出して必要な対応について検討する。

（保育幼稚園課、学校教育課及び生涯学習課）

市民生活及び社会経済活動の安定の確保（初動期）

エ 新型インフルエンザ等の感染拡大の状況についての情報を収集し、被保護者への今後の対応について体制を整備する。

（生活支援課）

(3) 要配慮者への支援等の準備

ア 新型インフルエンザ等の感染拡大状況に応じて、高齢者、障害者等の要配慮者への支援体制を整備する。

（介護福祉課及び社会福祉課）

イ 相談支援専門員、ケアマネジャー等と連携し、要配慮者に必要な支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）を行う。

また、要配慮者に食料品、生活必需品等を配布する際には、玄関先までとする等、支援者の身体的負担、心理的負担及び感染機会を軽減できる方法を検討する。

（介護福祉課及び社会福祉課）

ウ 訪問介護事業所等への感染対策物資等の配布に向け、感染対策物資等のチェックシートにより、在庫を確認する。その上で、必要量を試算し、速やかに調達を行う。準備期に検討された支援方法から実施する方法を決定し、感染症の予防を考慮したマニュアルを作成する。

（介護福祉課）

(4) 遺体の埋葬及び火葬並びに安置

ア 奈良県を通じて国からの要請を受けたときに、火葬場の管理運営受託業者に可能な限り火葬炉を稼働できるよう指示し、体制を整える。

（環境政策課）

イ 奈良県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こったときに備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

（環境政策課）

市民生活及び社会経済活動の安定の確保（初動期）

ウ 新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、奈良県の協力を得て、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。併せて、遺体の保存作業に必要なとなる人員等の確保についても準備を進める。

（人事課及び環境政策課）

エ 準備期にて整備した体制を基に、遺体を安置できる施設等について、関係機関に周知をする。

（環境政策課）

オ 準備期にて整備した体制を基に、他市町村の火葬の受入状況の把握を行う。

（環境政策課）

カ 新型インフルエンザ等の発生があったときは、火葬場において市の指定する臨時遺体安置所から搬入された遺体を一時的に安置しておく場所等について検討する。

また、火葬場の管理運営受託業者と協議し、その体制を整備する。

（環境政策課）

キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国の通知を受けて特例により埋火葬に係る手続ができるよう、体制を整備する。

（市民課）

(5) 社会経済活動の安定の確保を対象とした支援の実施

ア 事業者の経営、市民生活及び社会経済活動の安定を図るため、新型インフルエンザ等の影響を受けた事業者を支援するための必要な財政上の措置その他の必要な措置について周知を行う。

（財政課及び地域振興課）

市民生活及び社会経済活動の安定の確保（初動期）

イ 国及び奈良県の傷病手当金の支給並びに国民健康保険料の減免等の措置について、国及び奈良県から情報を収集する。

（国保医療課）

ウ 公共交通について準備期に検討した内容を基に、コミュニティバス等の車両内を整備し、及び安心して利用できる仕組みを構築する。

また、交通事業者からの利用者の動向に関する情報を確認し、必要な支援を検討する。

（都市政策交通課）

エ 奈良県広域水道企業団は、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業継続のための体制等を整備する。

（奈良県広域水道企業団）

第3節 対応期

1 目的

準備期及び初動期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等のまん延防止措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

2 対応

(1) 情報共有体制に基づいた対応

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、構築した情報共有体制に基づき、関係機関との連携及び関係部局間での連携により、必要な支援及び対策を行う。

（危機管理課及び健康衛生課）

(2) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 新型インフルエンザ等の発生時の支援に係る行政手続、支援金等の給付等について周知を実施し、申請及び利用状況についての把握を行う。
支援金等の給付等における制度変更が生じた場合は、広報紙、ホームページ及びSNSで周知する。

また、新型インフルエンザ等の発生時の支援に係る行政手続、支援金等の給付等について初動期に決定された方法で申請の受付を行う。

（地域振興課）

イ 新型インフルエンザ等のまん延防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な対応（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独及び孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達及び発育に関する影響への対応等）を行う。

（健康衛生課、介護福祉課、児童福祉課、保育幼稚園課、学校教育課、保健給食課及び生涯学習課）

ウ 新型インフルエンザ等対策として、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学童保育所、香芝市立の小学校及び中学校、社会教育施設、社会

市民生活及び社会経済活動の安定の確保（対応期）

体育施設並びに文化施設の使用の制限その他長期間の臨時休所（業）の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組の必要な支援を行う。

（保育幼稚園課、学校教育課及び生涯学習課）

エ 初動期に整備した体制に基づき、特に身寄りがなく、地域で孤立しがちな被保護者に対しては、関係機関との連携及び関係部局間で連携して安否状況を確認できる情報共有の体制を整備する。

（生活支援課）

オ 生活関連物資等の価格の安定等

（ア）市民の生活及び社会経済活動の安定を確保するために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査及び監視をするとともに、必要に応じ、関係団体等に対して供給の確保、便乗値上げの防止等の要請を行う。

（地域振興課）

（イ）生活関連物資等の需給及び価格動向並びに実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口及び情報収集窓口の充実を図る。

（地域振興課）

（ウ）生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市町村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

（地域振興課）

（エ）新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務及び社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年

市民生活及び社会経済活動の安定の確保（対応期）

法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

（地域振興課）

(3) 要配慮者への支援等

ア 高齢者、障害者等の要配慮者のうち、支援者がいないものについては、庁内、関係機関等と連携し、安否状況を確認できる情報共有の体制の整備を検討する。

（介護福祉課及び社会福祉課）

イ 国からの要請を受けて、必要に応じ、高齢者、障害者等の要配慮者等の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等を行う。

（介護福祉課及び社会福祉課）

ウ 新型インフルエンザ等に感染した高齢者のうち、支援が必要であるが入院ができなかったものへの支援体制を介護支援専門員、他のサービス事業所職員等に広げ、介護保険制度、その他配食サービス等の多様なサービスにより支援を実施する。訪問介護事業所等にマスク、フェイスシールド、ガウン、シューズカバー等の感染症対策物資及び感染症の予防のためのマニュアルを配布する。

（介護福祉課）

(4) 埋葬及び火葬の実施

ア 奈良県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の管理運営受託業者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

（環境政策課）

イ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

市民生活及び社会経済活動の安定の確保（対応期）

（環境政策課）

ウ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになったときには、奈良県を通じて国からの要請を受けて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

（人事課及び環境政策課）

エ 準備期及び初動期に構築した臨時遺体安置所の状況により、順次、火葬場の使用許可を行う。

（環境政策課）

オ 奈良県の要請を受けて、火葬を行うことが困難と判断された近隣の市町村に対して広域火葬の応援及び協力を行う。

（環境政策課）

カ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、奈良県から近隣の市町村の火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

（環境政策課）

キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬及び火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域及び期間においては、いずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

（市民課）

(5) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

市民生活及び社会経済活動の安定の確保（対応期）

ア 新型インフルエンザ等のまん延防止措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講ずる。

（財政課及び地域振興課）

イ 国及び奈良県からの傷病手当金の支給、国民健康保険料の減免等の措置が決定されたときには、国及び奈良県の方針に基づいて実施する。

（国保医療課）

ウ 持続可能な公共交通を実現するため、利用状況を把握し、新たに必要な支援を検討し、実施する。

（都市政策交通課）

エ 奈良県広域水道企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

（奈良県広域水道企業団）

用語集

用語	内容
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が、現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項の医薬品）、医療機器（同条第4項の医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材 市行動計画においては、「マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、消毒液等」のことを指す。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のように毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第18条第1項による政府対策本部が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針
教職員等	保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学童保育所並びに香芝市立の小学校及び中学校に従事する者
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させず、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（BCP）
緊急事態措置	国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法第2条第4号の規

	定による新型インフルエンザ等緊急事態措置
県感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2第1項の規定により、奈良県が設置する協議会 奈良県内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関により構成される。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定により、都道府県知事又は保健所設置市の長が、感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制を確保し、及び宿泊施設の確保等を迅速かつ的確に講ずるための病原体等の検査を行っている機関、宿泊施設等と締結する協定
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成され及び考案された防護具
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラ並びに医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
市民等	市に住所を有する者、市内に滞在する者及び市に通勤し、又は通学する者
住民接種	特措法第27条の2の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると国が認めるときに、予防接種法第6条第3項の規定により対象者及び期間を定めて実施する予防接種のこと
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的大規模かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的大規模かつ急速なまん延により国民生活及び国民経

	済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型インフルエンザ等緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと国が認めるときに、同項の規定により、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を国が公示すること。
新興感染症	かつて知られていなかった新しく認識された感染症で、局地的又は国際的に公衆衛生上問題となる感染症
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国及び地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等があるものからの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	市民等、地方公共団体、医療機関、事業者等が適切に判断し、及び行動することができるよう、市による一方向の情報の提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応及び関心を把握し、並びに共有して行うコミュニケーション
登録事業者	特措法第28条第1項第1号に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定接種	特措法第28条第1項の規定により、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
被保護者	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の規定による現に保護を受けている者
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神的脆弱性及び心理的脆弱性並びに社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害及び死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定により、新

	型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条第1項の規定による政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条第1項の規定による感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関及び集団間での情報及び意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定、行動変容及び信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（P o l y m e r a s e C h a i n R e a c t i o nの略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千までの塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。

香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月：令和８年７月

発 行：香芝市健康福祉部健康衛生課

〒６３９－０２５１

香芝市逢坂一丁目５０６番地１